



平成 27 年 9 月 7 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ハ ウ ス ド ウ

代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 CEO 安 藤 正 弘

(コード番号：3457)

問 合 せ 先 常 務 取 締 役 CFO 浅 田 浩

(TEL. 075-229-3200)

定款の一部変更及びストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更及び会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）及び従業員並びに当子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成27年9月25日開催予定の第7回定時株主総会（以下「本総会」という。）に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 定款の変更理由

- ① 事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につき、事業目的を追加するものであります。
- ② 当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう第29条（取締役の責任免除）及び第40条（監査役の責任免除）を規定しております。今般、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、現行定款第29条及び第40条をそれぞれ変更するものであります。なお、現行定款第29条の変更を本総会に提出することについては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～16. (条文省略) 17. 銀行代理店業 18. ～26. (条文省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～16. (条文省略) 17. <u>貸金業</u> および銀行代理店業 18. ～26. (条文省略)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 (第 1 項条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 (第 1 項条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 (第 1 項条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除)</p> <p>第 40 条 (第 1 項条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

2. ストックオプションの付与

(1) 特に有利な条件による発行を必要とする理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を喚起し、当社グループ全体の結束力を高めるとともに企業価値の増大、優秀な人材の流出防止を図るため、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行要領

① 新株予約権の総数

200 個を上限とする。

(新株予約権 1 個につき普通株式 100 株、ただし、後記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

② 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 20,000 株を上限とする。

また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数

については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

③ 新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が、割当日の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の終値。）を下回る場合は当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

⑤ 新株予約権の行使期間

付与決議日より3年を経過した日から、当該付与決議の日後6年以内

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込にかかる額の2分の1を資本金に計上し（計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する。）、その余りを資本準備金として計上する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得事由

イ. 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

ロ. 当社は、新株予約権者が⑩に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

⑨ 新株予約権の行使により発生する端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑩ 新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社及び子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。

ロ. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

ハ. その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

⑪ その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については取締役会決議により決定する。

以 上